

岩手大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則

令和元年12月26日 制定

令和5年3月29日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学(以下「本学」という。)における大学発ベンチャーの認定と、円滑かつ適正な支援を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規則において、大学発ベンチャーとは、会社法第2条第1項第1号に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本学又は本学の役職員(以下「職員等」という。)が所有する知的財産権を基に設立したもの。
- 二 本学を退職した者で、退職から設立までの期間が3年以内の者が所有する知的財産権を基に設立したもの。
- 三 その他本学で達成された研究成果又は習得した技術等を基に設立したもので、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第5号に規定する業務の遂行に寄与するものとして本学が認めたもの。
- 四 その他学長が認めたもの。

(認定の手続き)

第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号「大学発ベンチャー認定申請書」に必要書類を添えて学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、研究支援・産学連携センター長(以下「センター長」という。)と協議の上、認定を決定するものとする。
- 3 学長は、前項の規定により認定を決定した場合は、その旨を文書により申請者に通知するものとする。
- 4 センター長は、第2項の審議に際し、外部有識者に意見を求め、又は申請者への面接を行うことができる。

(認定の条件)

第4条 学長は、申請者が次の各号のいずれにも該当する場合、大学発ベンチャーに認定することができるものとする。

- 一 第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- 二 事業内容等が公序良俗に反しないこと。

- 三 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- 四 本学の職員が起業したものにあっては、国立大学法人岩手大学職員兼業審査委員会、および利益相反管理専門委員会への審査依頼、許可等が適正になされていること。

(称号の授与)

第5条 学長は、第3条第2項により認定した大学発ベンチャー（以下「認定大学発ベンチャー」という。）に対し、別紙様式第2号「称号記」により、「岩手大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。

(本学の法的責任)

第6条 第3条第2項の認定及び第5条の称号の授与は、本学に何ら道義的並びに法的責任を生じさせるものではないものとする。

(報告)

第7条 認定大学発ベンチャーの代表者（以下「代表者」という）は、適宜の様式により、毎年度末日までに、事業報告書及び収支決算書（以下「事業報告書等」という。）を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかの適用を受けたときは、代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

- 一 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
- 二 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手続
- 三 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続
- 四 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続
- 五 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条に定める罰金刑が確定した場合

(認定の解除及び称号の返付)

第8条 代表者は、別記様式第3号「大学発ベンチャー認定解除申請書」により、第3条第2項の認定の解除及び第5条により授与された称号の返付を申し出ることができる。

2 学長は、前項の申出を受けたときは、これを認めるものとする。

(認定及び称号授与の取消)

第9条 学長は、認定大学発ベンチャーが、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項の認定及び第5条により授与された称号の授与を取消することができる。

- 一 認定大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - 二 第7条第1項に定める事業報告書等を提出しない場合又は同条第2項の報告があった場合
 - 三 その他本学の不名誉となるおそれがある場合等で、「岩手大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないとする場合
- 2 学長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合は、別記様式第4号により、代表者に通知する。
 - 3 第1項による認定及び称号の授与の取消しを受けた者は、速やかに称号記を返付するものとし、当該取消しを受けた日以降、大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業に使用してはならない。

(認定大学発ベンチャーへの支援事業)

第10条 本学は、認定大学発ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。ただし、本学は支援内容に応じて一定の対価を要求できるものとする。

- 一 技術、経営等について相談に対応すること。
- 二 知的財産創出・活用支援に関すること。
- 三 研究開発に係る実験室の提供（有料）に関すること。
- 四 研究支援・産学連携センター等による他企業への紹介又は仲介を行うこと。
- 五 本学主催のイベント、本学の広報誌又はホームページにおいて広報を行うこと。

(事務)

第11条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、研究・地域連携課及び研究支援課が協力して処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。